平成２３年（フ）第１２８号
愛知県一宮市千秋町加茂字井ノ口４番地20
債務者　川本　浩貴
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４０３号
和歌山市中65番地の５　ビレッジキシＡ棟101号
債務者　野坂　宏典
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４６９号
和歌山県紀の川市藤井857番地
債務者　児玉　理恵
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６６７号
和歌山市船所142番地
債務者　青柳　和子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７３７号
和歌山県岩出市金池378番地の12
債務者　大戸　俊樹
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１１号
和歌山県有田市箕島480番地１
債務者　洲﨑　末喜
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１７号
和歌山県岩出市吉田319番地の21
債務者　阪本　淳子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３３号
和歌山市井ノ口562番地　県営住宅千旦団地３号棟１階53号室
債務者　金谷喜美子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１１１号
和歌山県紀の川市貴志川町神戸772番地
債務者　竹林　敏昭
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１１５号
和歌山県岩出市岡田240番地の３
債務者　松田　末夫
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１２７号
和歌山県有田郡広川町大字広1466番地
債務者　田岡　敏子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１５２号
和歌山市新中通２丁目37番地　メゾン雅305
債務者　新里　紹一
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１６１号
和歌山県有田郡有田川町大字三瀬川579番地
債務者　久保　利章
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１６２号
和歌山市朝日５番地の２
債務者　西　　智弘
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１３号
山口県周南市花陽２丁目13番４号
債務者　岡田　通明
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１９号
山口県周南市大字徳山5524番地の18
債務者　米田　　修
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第３１号
山口県周南市秋月１丁目６番12号
債務者　佐川　秀子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第３８号
山口県周南市城ヶ丘４丁目12番１号
債務者　加鹿　英明
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
山口地方裁判所周南支部